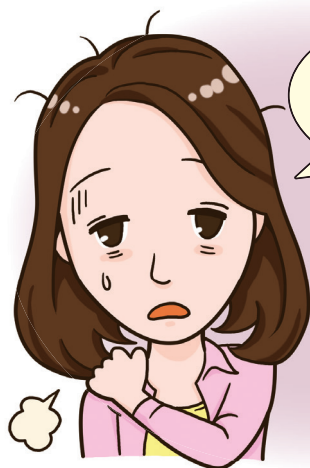


相談事例



無理なシフトを
組まされるんよ。
その日は試験やのに…

バイトにも有給休暇
(給料がもらえる休み)は
あるんやないん？

コップを割ったら、
店長から弁償するように
言われたんやけど。
払わんといかん？



残業をしたのに、
残業代、支払って
もらえんのやけど。



相談員があなたと一緒に
考えて、解決のための
アドバイスをするけん!!

それでも解決できないときは…
労働委員会の「あっせん」
を利用できます!

愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」

「あっせん」とは

労働者と事業主との間で、労働条件に関するトラブルが発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合に、労働問題の専門家である経験豊富な労働委員が、話し合いによる円満解決をサポートする制度です。

◆あっせんでは、「譲り合いの精神」が大切です。

あっせん委員は、双方の主張を聞いて歩み寄りを図りますが、合意を強制するものではありません。あっせんの場では、お互いに誠意を持って話し合いを進め、譲るべきは譲るという姿勢で臨んでください。なお、一方の当事者があっせんに参加しない場合は、あっせんは行いません。

◆あっせんは、非公開で行います。

あっせんは、当事者の個人情報の保護等に配慮し、非公開で行います。また、あっせんにおける発言や提出された資料など、秘密は固く守ります。

◆紛争解決時には、あっせん委員立会のもと協定書を取り交わします。

お互いの譲歩により合意に至ったときは、合意の証として、あっせん委員が立会して協定書を締結し、これを当事者双方と、労働委員会において、一通ずつ保管します。双方の主張に隔たりが大きく、解決の見込みが全くない場合には、あっせんは打ち切りとなります。

(注) 裁判で争われている紛争や、他の機関での指導・あっせん等の手続が進行中の紛争などは、あっせんの対象外です。